

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認を行う。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律第186号)	
条 項	第10条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判 断 基 準	<p>危険物の仮貯蔵又は仮取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>消防法 第10条第1項 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合はこの限りでない。</p> <p>松山市危険物規制規則 (仮貯蔵又は仮取扱いの承認) 第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書(様式第1号)に仮貯蔵又は仮取扱いの場所の位置図、見取図及び構造設備の概要図を添えて消防局長に提出しなければならない。 2 消防局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、仮貯蔵・仮取扱承認書(様式第2号)に当該申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

5日

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。